

四街道市第5回農業委員会議事録

令和5年8月8日(火)

第5回農業委員会総会会議次第

日時： 令和5年 8月 8日
午後 2時より

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

12番 中村 礼奈 委員

13番 溝口 貴久 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について
議案第2号 令和5年度第5次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
協議報告第2号 転用事実確認証明願に対する専決処分について
協議報告第3号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について
協議報告第4号 軽微な農地改良の届出について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（11名）議席順

2番 江 原 清	5番 林 田 静 治
7番 小金井 貞 夫	8番 細 野 裕 樹
9番 勝 山 高 治	10番 石 川 博 行
11番 佐 藤 慎 一	12番 中 村 礼 奈
13番 溝 口 貴 久	14番 橋 本 豊
15番 三 石 浩	

欠席委員（3名）議席順

1番 梅 澤 久 史	3番 佐 藤 由美子
6番 井 岡 信 夫	

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	新田 史郎
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和5年度 第5回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和5年8月8日（火）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和5年度第5回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は11名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員12番中村委員、13番溝口委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項及び整理番号2項は、関連がございますので一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項及び2項については、隣接する一団の土地であり、開発行為の申請等も連動して行う予定であることから、一括してご説明いたします。

申請地は、吉岡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される場所です。

整理番号1項については、申請者は、周辺地域は近年、住宅化が進んでいることから、立地条件及び道路条件ともに専用住宅の分譲に適しており、住環境の良い土地であると判断し、2,838平方メートルの畑に特定建築条件付き売買予定用地9区画を計画しました。

整理番号2項については、申請者は、以前より社員寮の建設を予定していたところ、本社から約1キロメートルの当該地を購入できる見込みとなったため、社員寮の建設を計画しました。

また、併せて周辺は住宅化が進んでおり、住環境の良い土地と判断し、共同住宅2棟の建設を計画しました。2473.47平方メートルの畑に、社員寮及び共同住宅2棟を建設するものです。

用排水ですが、水道は公営水道を使用し、雨水については各戸、各区画に雨水流出抑制施設

を設け、貯水浸透処理を行い、オーバーフロー分は新設する道路側溝に排水します。汚水雑排水は、合併浄化槽にて処理後、雨水同様道路側溝へ排水します。

資金については、両事業とも全て自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行いますが、小規模なので市の残土条例には該当いたしません。なお、開発行為許可申請書は提出されています。

位置につきましては9ページ及び10ページの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号整理番号1項及び2項につきまして、去る8月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員説明をお願いします。

○**橋本委員** 14番橋本です。8月1日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画、土地利用計画は妥当であり、周辺農地に対する被害防除等にも努めており、第2班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○**議 長** 続いて、地区担当の勝山委員説明をお願いします。

○**勝山委員** 当該地の周辺は既に住宅化が進んでいること、また十分な対応も行われており許可相当の判断で問題ないと思います。

○**議 長** 議案第1号整理番号1項及び2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

はじめに、議案第1号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第1号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 令和5年度第5次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

3ページをお開き下さい。

第5次農用地利用集積計画(案)です。今回は、新規1件、更新3件となります。また、借受者は、2人です。

番号1につきましては、鹿放ヶ丘の畑3筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和8年8月31日となります。

番号2につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和8年8月31日となります。

番号3につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和8年8月31日となります。

番号4につきましては、亀崎の畑1筆で新規、利用権は賃貸借、終期は令和8年8月31日となります。

4ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第2号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、協議報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する

専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 5ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から2項までの2件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受け、専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第2号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

協議報告第2号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の車両置場への転用につきましては、7月11日に江原会長と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第3号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

協議報告第3号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願がありましたので、現地確認を行い証明書を発行致しました。

整理番号1の美しが丘の畑3筆の7, 378平方メートルにつきましては、7月19日に石川委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認致しました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第4号「軽微な農地改良の届出について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

協議報告第4号 軽微な農地改良の届出について、整理番号1項の吉岡の農地改良の届出は、隣接地との段差を解消するため、571平方メートルの畑に54センチメートルから82センチメートルの盛土を行う届出です。完了後は、じゃがいも、きゅうりの作付けを行います。

当該土地は、議案第1号整理番号1項及び2項の5条許可申請に係る開発予定地に隣接する残地の畑で、土地所有者は、5条許可申請の譲渡人です。盛土は、宅地造成工事と同時に行い、転用する畑の土を移転するものです。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第4号について、事務局から説明がありました。
質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第4号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議長 次に、その他に入ります。
委員から何かございますか。

(意見なし)

○議長 事務局から何かありますか。

(意見なし)

○議長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

9月の開催予定については、事前調査会が9月1日の金曜日に、第3班の委員にお願い致します。

また、総会が9月8日金曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は9月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉会

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了致しましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時21分

令和5年8月8日

農業委員会長

議事録署名委員

12番

13番